

## カジノ管理委員会第18回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者

#### 1 日時

令和2年7月2日 14時00分～14時50分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

#### 3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、永田依存対策課長（議事担当課）、住友監督総括課長（議事担当課）、阿波規制監督課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決事項

なし。

#### 2 その他の案件

##### (1) カジノ事業等の規制について（これまでの議論に基づく論点整理（3））

監督調査部長より、カジノ事業等の規制のこれまでの議論に基づく論点整理（入場者の識別方法関係、法第68条第1項第2号に基づく利用制限措置関係及び電磁的カジノ関連機器等の型式検定の有効期間関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

##### ・入場者の識別方法関係（第8回）（下記、IR整備法第七十条参照）

（入退場時の本人確認等）

第七十条 カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居を有する外国人であって住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者（以下この項において「中長期在留者等」という。）以外のものであつては、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるもの）の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第

一項に規定する署名用電子証明書をいう。)の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項（氏名、住所等（本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等にあつては住所を、本邦内に住居を有しない日本人にあつては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあつては国籍をいう。）、生年月日及び写真をいう。以下この条において同じ。）及び当該入場者が前条の規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者（以下この節において「入場禁止対象者」という。）に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 一 当該確認をした日時及び当該入場者の本人特定事項（写真を除く。）
- 二 当該入場者が入場禁止対象者に該当するかどうかについての当該確認の結果
- 三 当該入場者がカジノ行為区画に入場したときは、その入場した日時及び当該カジノ行為区画から退場した日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

・**法第68条第1項第2号に基づく利用制限措置関係（第11回）（下記、第六十八条参照）**

（カジノ行為に対する依存の防止のための措置）

第六十八条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、依存防止規程（第四十条第一項の申請書に添付されたもの（第五十五条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの）に限る。第三項において同じ。）に従つて、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

- 二 前号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置

・**電磁的カジノ関連機器等の型式検定の有効期間関係（第13回）（下記、第百五十二条参照）**

（検定の有効期間）

第百五十二条 検定の有効期間は、電磁的カジノ関連機器等の種別に応じて、カジノ管理委員会規則で定める期間とする。

以上